



いばらき 農業委員会だより

第177号
令和3年9月発行

遊休農地解消に向け 農地パトロールを実施

農業委員会では、遊休農地の状況等を把握するため、毎年、市内全域の利用状況調査を実施しています。

今年度も、8月下旬から9月にかけて、農地パトロールを実施します。

農業委員及び農地利用最適化推進委員が、それぞれの担当地区を巡回し、全ての農地の利用状況を調査しますので、適正な農地の管理をお願いします。

調査の際には、農地に立ち入ることもありますので、ご理解、ご協力をお願いします。



昨年の農地パトロール

平成4年に指定された生産緑地における特定生産緑地の申請について、新型コロナウイルスの感染拡大の状況等を踏まえ、受付期限が令和4年3月31日まで延長されました。

今回の延長が最終期限となります。申請を希望される方は、必要書類の取得など、時間を要することも考えられますので、お早めにご準備のうえ、手続きをお願いします。

また、申請書類や制度概要等については、茨木市(都市政策課)ホームページに掲載しています。来庁される際は、窓口の混雑緩和のため、電話による事前予約をお願いします。ご不明な点などありましたら、都市政策課までお問い合わせください。



特定生産緑地指定の申請受付期限が 令和4年3月31日まで延長されました



茨木市農業祭

～都市と農村のふれあいを求めて～

11月20日
開催

茨木市農業祭について、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しましたが、本年は規模を縮小し感染症対策を講じながら開催する予定です。

日程 11月20日(土)

※予備日 11月21日(日)

行事内容については、広報いばらき11月号に掲載する予定です。なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては開催を中止する場合があります。ご理解賜りますようお願いいたします。

農地を貸しませんか —農地中間管理事業を活用しましょう—

貸し手の声

耕作がしんどくなって、
今後は心配だったが、
公社が借り手を探してくれて助かった!

手数料もかからないし、
公的機関に貸し出すから安心!



借り手の声

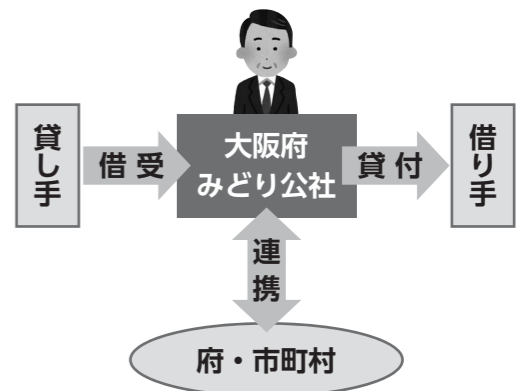
公社が間に入って、一括で手続きしてくれるから、農地を借りるのが楽になった!

話し合いも公社が間に入ってくれるし、安心!



農地中間管理事業とは

法律に基づき、大阪府から「農地中間管理機構」として指定された((一財)大阪府みどり公社)が、農地の貸付を希望する貸し手から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を希望する借り手(担い手農家、企業等)に貸し付ける制度です。



安心のシステム

- 5年～貸し出し可能です
→貸付期間を原則10年以上から5年以上に弾力化。
- 必ず農地は戻ります
→貸付期間が終了すれば確実に戻ってきます。貸し手、借り手が望めば更新も可能です。
- 公的機関が仲介するので安心
→大阪府みどり公社が間に入って農地の貸し借りをを行います。
→公社が意欲ある担い手に貸し出します。
→貸し手、借り手の調整は公社が行います。
- 手数料はかかりません
- 農地の貸し手(地域・個人)への支援があります(一定の要件有)

※農地中間管理事業の実施区域は、市街化調整区域内が対象です。

詳しくは、(一財)大阪府みどり公社 農政チーム までご相談ください。

TEL 06-6266-8916

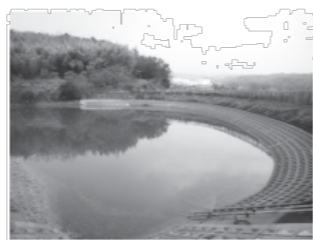


令和3年度 茨木市農林業施策

茨木市では、令和3年度農林業関連（農業委員会経費を含む。）として、2億1,672万3千円の予算を確保し、次の事業を実施いたします。

① 農業生産基盤の整備

水路や農道などの生産基盤施設の維持工事、実行組合長会等が実施する施設整備に対する補助を行います。



農業用ため池

② 経営所得安定対策の実施

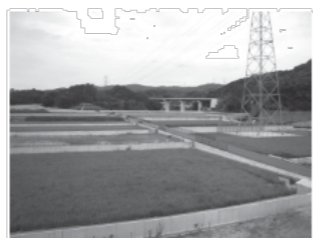
水田活用や畑作物に対する直接支払交付金など、経営所得安定対策の事務を実施します。

③ 農の担い手の確保・支援

大岩地区での農地集積に対する協力金での支援を行うほか、国の事業を活用した新規就農者支援や都市住民の農業体験を行って支援につなげます。

④ 都市と農村の交流、農のPR

農業祭等での農のPRや市保有地における市民農園の運用に努めます。



整備された大岩地区のほ場

⑤ 有害獣対策の実施

大阪府猟友会との協働による捕獲活動の実施や、進入防止柵等に対する補助の拡充を行います。

⑥ 安心・安全な農産物栽培への支援

府と連携したエコ農産物栽培認定などのほか、れんげ米栽培やれんげ栽培の取組に助成します。また、土づくり等栽培に対する市独自助成も継続します。

⑦ 新たな農業施策構築に向けた調査等の実施

準農家などが行う直接販売や国産ごまなど新規作物を協働で取組むほか、認定農業者との連携強化を図ります。

⑧ 遊休農地の解消

農業委員会と連携し、実態や意向の調査及び指導を継続実施します。また、府の準農家制度や農地中間管理機構などを活用した利用権設定を推進するほか、大岩地区などの集落営農組織に農業機械の貸与支援を継続します。

⑨ ため池防災・減災事業や清掃に対する補助

府営事業により老朽化したため池の改修（2か所）を行うほか、水草処理やごみ処分に対する補助を継続実施します。

⑩ 農地多面的機能支払交付金事業

市内2地区で、農業者等による農道、水路等の維持保全活動と併せて実施する景観保全活動に対する補助を行います。



農作業を体験する
いばらき農業はじめ隊の参加者

⑪ 森林整備の推進など

国からの譲与税を活用し、森林組合のほか新たにボランティアグループが実施する森林整備に対し補助を実施するほか、林道の保全を実施します。

⑫ 市民参加による里山保全の推進

森林サポーター養成講座の開催や、企業ボランティア等による森づくりを支援するなど、森林保全整備に努めます。

農地の貸借制度を「活用ください」



市内においても毎年、遊休農地が増えています。

遊休農地を増やさないためには、農地が荒れてしまう前に、意欲ある耕作者に引き継ぐことも大切です。

高齢や病気により耕作ができなくなった場合、親から農地を相続した方が農業ができない場合等、農地を持つているが耕作できない場合は、農業経営基盤強化促進法に基づく手続（利用権の設定）や農地中間管理事業等をご活用ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定

利用権設定は、貸し手と借り手双方からの申出により、茨木市（農林課）を通じて正規の手続を行うので、安心して農地の貸し借りができます。

貸借期間は、貸し手と借り手の話し合いにより自由に設定できます。契約期間が終了すれば、離れ料を支払うことなく、自動的に所有者に農地が返還されます。また、期間終了後も継続して貸借

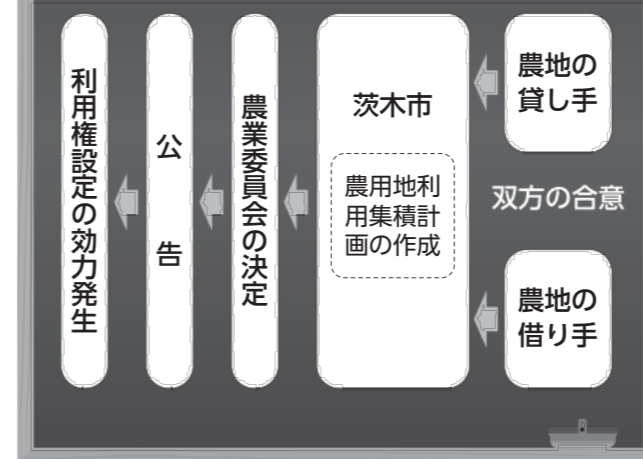
農地取得の下限面積について

茨木市農業委員会では、7月に開催された定例総会で、農地の権利取得にあたっての下限面積について、引き続き20アールを維持することを決定しました。

売買、贈与等により農地の権利を取得する場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

下限面積は、この許可要件の1つで、取得しようとする農地を含め、耕作する農地の面積が20アール以上必要となります。

利用権設定手続の流れ



農地中間管理事業の「活用を」

を希望する場合、再度、手続を行えば利用権を設定することができます。手続が簡単で、農地法の許可は不要です。利用権設定ができる農地は、市街化調整区域内の農地です。また、農地としての利用のため、貸し付ける相手方は、原則、農業者に限られます。手続には、登記事項証明書等の書類が必要になりますので、詳しくは、農林課（TEL62011622）推進係又は農業委員会事務局（TEL62011677）へお問い合わせください。

生産緑地の貸借も可能に

市街化区域内の農地のうち生産緑地について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下、「都市農地貸借法」という。）に基づく貸借が可能です。

この制度を活用すれば、農業に意欲的な個人や企業等の借り手が、直接生産緑地の所有者から農地を借り、自ら耕作又は市民農園開設できます。また、都市農地貸借法の適用を受ければ、相続税納税猶予を受けていても貸借が可能で、納税猶予は継続されます。都市農地貸借法に基づく貸借については、契約期間終了後、必ず所有者に農地が返還されます。